

既存住宅状況調査技術者の処分基準

平成29年5月1日

公益社団法人日本建築士会連合会制定

(趣旨)

第1条 本基準は、平成29年国土交通省告示第81号（以下、「告示」という。）第7条第17号の規定に基づき、本会の既存住宅状況調査技術者名簿に登録された既存住宅状況調査技術者（以下、「調査技術者」という。）の処分を行う場合の基準を定めることにより、調査技術者の行う業務等に係る不適正な行為等に厳粛に対処し、調査技術者の業務等の適正を確保することを目的とする。

(既存住宅状況調査技術者の処分の決定)

(処分の検討)

第2条 調査技術者の行う業務等に係る不適正な行為等が発覚した場合に、本会の会長は処分検討委員会を招集し、委員会での検討を経て下記の調査技術者の処分基準に基づき当該調査技術者の処分を決する。

2 処分を決定しようとするときは、処分検討委員会は必要に応じて処分を行おうとする者に意見を述べる機会を設ける。

(処分の決定・報告・通知)

第3条 前条による処分を行うときには、告示第7条18号の規定により、本会会長はあらかじめその旨を国土交通大臣に以下の報告を行う。

1 処分の内容

2 不適正な行為等の事案

3 技術者の氏名等

2 前項による報告を行った後に、当該技術者へ処分に処せられる旨の通知を行う。

(本会の既存住宅状況調査技術者講習の修了者に対する懲戒処分)

第4条 以下の行為を行った場合は、資格の取消しとする。

1 既存住宅状況調査業務に係る行為により刑事処分を受けた場合

2 建物状況調査の結果の概要における虚偽報告

3 既存住宅状況調査技術者の資格停止中の調査実施

4 虚偽申告その他の不正な手段による資格取得

5 講習実施機関に損害を与える又は講習実施機関の業務の遂行を阻害する行為

6 既存住宅状況調査技術者もしくはその所属先が暴力団員等、又は暴力団員等と一定の関係を持つこと

7 自ら又は第三者を利用しての暴力的な要求、不当な要求、脅迫的な言動、暴力、風説の流布等

2 以下の行為を行った場合は、処分検討委員会で決した期間中資格停止とする。なお、情状が特に重い場合は、資格取消しとすることができる。

1 既存住宅状況調査に関する重要な事項について事実とは異なることを告げて委託契約を締結したこと

2 委託契約が締結されていない住宅に対しての調査の実施

3 業務に関して知り得た秘密又は個人情報の漏洩や業務以外の使用

- 4 依頼者に対する報告の全部若しくは一部を行わない、又は相当の期間を経過しても報告を行わないこと
 - 5 名義貸し又は名義借り
 - 6 調査結果の虚偽報告
 - 7 建築士法に基づく処分等の不届出など、所定の手続の不実施
 - 8 戒告を受けたにも関わらず、戒告に相当する行為を継続すること
- 3 以下の行為を行った場合は戒告とする。なお、情状が特に重い場合は、資格停止とすることができる。
- 1 修了証明書等の不提示
 - 2 文書注意を受けたにも関わらず、その行為等を継続すること
- 4 上記に至らない不正行為等については文書注意とする。

(建築士法の処分に伴う懲戒処分)

- 第5条 建築士法第9条又は第10条第1項の規定に基づく免許の取消しを受けた場合、資格取消しとする。
- 2 建築士法第10条第1項の規定に基づく業務停止の命令を受けた場合、資格停止とする。

(不正受講者に対する措置)

- 第6条 以下の行為を行った場合受講取消とする。
- 1 虚偽申告その他の不正な手段による受講
 - 2 講習実施機関に損害を与える、講習実施機関の業務の遂行を阻害すること
 - 3 既存住宅状況調査技術者もしくはその所属先が暴力団等、又は暴力団員等と関係を持つこと
 - 4 自ら又は第三者を利用しての暴力的な要求、不当な要求、脅迫的な言動、暴力、風説の流布等

(再受講の禁止)

- 第7条 第4条第1項及び第5条第1項の資格の取り消しの処分を受けた者及び第6条の受講取消の処分を受けた者の講習の再受講は、処分を受けた年度から起算して3年度が経過するまで禁ずる。

(処分の公表)

- 第8条 第3条の処分を行った場合は、その事実をホームページで公表する。
- 2 第4条第1項及び第5条第1項の資格取消し処分に処せられた場合、既存住宅状況調査技術者登録名簿にその旨を記載するとともに、資格喪失後1年を経過する日までその事実を本会のホームページの登録名簿に掲載する。
 - 3 第4条第2項及び第5条第2項の資格停止処分に処せられた場合、既存住宅状況調査技術者登録名簿にその旨を記載するとともに、資格停止期間の終了後1年を経過する日までその事実を本会のホームページの登録名簿に掲載する。
 - 4 第4条第3項の戒告処分に処せられた場合、既存住宅状況調査技術者登録名簿にその旨を記載するとともに、処分に処せられた日から1年を経過する日までその事実を本会のホームページの登録名簿に掲載する。